

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に関する審査基準

I 医師の指定基準

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に関する審査基準

船橋市社会福祉審議会
身体障害者福祉専門分科会審査部会

(趣旨)

1 船橋市社会福祉審議会が身体障害者福祉法第15条第2項の規定により、船橋市長に対して意見を述べようとするときは、この基準の定めるところに従って行うものとする。

(経験年数等の条件)

2 医師の経験年数及び条件は、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所において、3に掲げる各障害の医療に係りのある診療科において診療に従事し原則として5年以上の臨床経験を有する者

(2) 身体障害者の福祉に理解を有する者

(診療科名)

3 各障害に相当する診療科名は原則として次のとおりとする。

障 害 区 分	関 係 の あ る 診 療 科 名
視 覚 障 害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴 覚 障 害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科 注1) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。 注2) 耳鼻科いんこう科の医師においては、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は聴力測定技術等に関する講習会を受講するなどの専門性の向上に努める者
平 衡 機 能 障 害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そ しゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢 体 不 自 由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科、呼吸器内科、呼吸器外科、放射線科
心 臓 機 能 障 害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、

	小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科、麻酔科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、外科、小児科、産婦人科 注）エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

（指定科名）

4 多数の診療科名を標ぼうする医師については、その科名中最も専門とする診療科に係る3障害区分の範囲内で決定する。ただし、次に掲げる診療科を標ぼうする場合は、次のとおりとする。

（1）肝臓機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を含む場合は4障害区分、両方を含む場合は5障害区分の範囲内で決定する。

（2）聴覚障害及び平衡機能障害を併せて診療する場合は、1障害区分とみなす。

（3）音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害を併せて診療する場合は、1障害区分とみなす。

その他、障害区分の指定に関しては、審議会において決定する。

5 3に掲げる診療科名以外の診療科名を標ぼうする医師の診断する障害区分については、履歴等を考慮して決定する。

II 医師の指定

市長が医師の指定を行うときは、当該医師の同意を得ると共に身体障害者福祉審議会の意見を聴いて指定する。

附 則

この基準は平成15年4月1日より施行する。

附 則

この基準は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この基準は平成22年6月1日より施行する。

附 則

この基準は平成27年4月1日より施行する。

(参考)

診 療 科 名	診断できる障害区分
眼 科	視覚障害
小 児 眼 科	視覚障害
神 経 内 科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害、肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害
脳 神 経 外 科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由
耳鼻いんこう科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
小児耳鼻いんこう科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
気管食道・耳鼻いんこう科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害
整 形 外 科	肢体不自由
外 科	肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害
内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害
小 児 科	肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害
小 児 外 科	肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害
呼 吸 器 内 科	肢体不自由、呼吸器機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
呼 吸 器 外 科	肢体不自由、呼吸器機能障害
リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、 心臓機能障害、呼吸器機能障害
気 管 食 道 内 科	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、呼吸器機能障害
気 管 食 道 外 科	音声・言語機能障害、呼吸器機能障害
循 環 器 内 科	心臓機能障害、じん臓機能障害
腎 臓 内 科	じん臓機能障害
血 液 内 科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
感 染 症 内 科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
泌 尿 器 科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害

小児泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害
人工透析内科	じん臓機能障害
消化器内科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害
消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害
心臓血管外科	心臓機能障害
心臓内科	心臓機能障害
心臓外科	心臓機能障害
肝臓内科	肝臓機能障害
肝臓外科	肝臓機能障害
胸部外科	心臓機能障害、呼吸器機能障害
腹部外科	小腸機能障害、肝臓機能障害
形成外科	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由
移植外科	じん臓機能障害、肝臓機能障害
リウマチ科	肢体不自由
放射線科	肢体不自由
麻酔科	じん臓機能障害
産婦人科 (又は婦人科)	ぼうこう又は直腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害